

## 令和6年10月から従業員51人以上へ適用拡大

### ～ 短時間労働者への社会保険適用拡大～

**Q**、当社は令和6年10月から「週20時間以上労働するパートが厚生年金に加入しなければならない事業所」に該当します。加入条件を詳しく教えてください。

**A**、現在、厚生年金の被保険者数が101人以上の事業所では、週20時間以上働く短時間労働者も厚生年金と健康保険(社会保険)の加入対象になっています。

令和6年10月からは、この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、厚生年金の被保険者数が51人以上の事業所で働く短時間労働者も社会保険の加入が義務化されます。

加入要件は、

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 月額賃金が8万8千円以上であること
- ③ 2カ月を超える雇用の見込みがあること
- ④ 学生ではないこと
- ⑤ 厚生年金の被保険者が51人以上いること

このうち⑤については注意が必要です。常勤役員と週30時間以上の労働者だけで、51人以上いる事業所が対象ということです。週20時間以上労働の方を合わせて51人以上になる、また、事業所全体で51人以上である、ということではありません。

施行まで約6カ月となりますので、まず加入対象となる従業員をピックアップし、対象従業員に対して、加入した場合は年金・健康保険の保険料がどう変わるか、などの説明をして行くことが必要になります。場合によっては、週20時間未満労働に条件変更することも考えられるため、早めの備えが必要です。

今回は被保険者数51人以上の事業所が対象でしたが、政府は現在、加入対象を全事業所に広げることを検討しています。また、これとは別に、週30時間以上労働の従業員が5人以上いる飲食店の個人事業所に強制適用を検討しております。